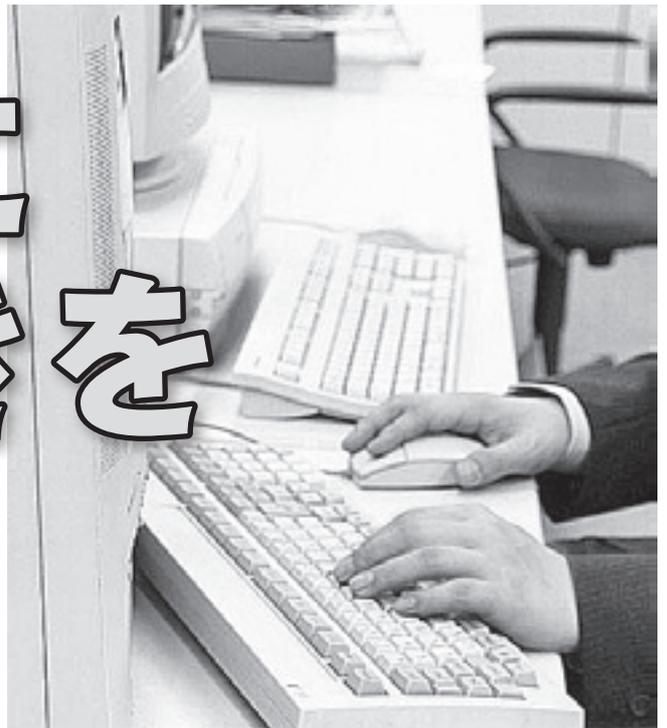


引っ越しの際には、

忘れずに 手続きを

3月は、進学や就職、転勤などで引っ越しの多くなる季節です。住所が1年以上変わるような場合は、さまざまな手続きが必要になりますので、お近くの窓口で忘れずに手続きをしてください。

なお、月末になると窓口が大変混み合いますので、早めの手続きをお願いします。



国民年金

次のようなときは国民年金の手続き(申請)が必要です。

- ・60歳前に退職したとき
- ・20歳になったとき
(厚生年金や共済年金に加入していない人)
- ・配偶者の扶養からはずれたとき
(収入の増加や離婚、配偶者の退職など)
- ・氏名・住所が変わったとき
(年金受給中の人で届け出が必要な場合)
- ・海外に住所を異動する人が引き続き、国民年金に加入を希望するとき
- ・海外から国内に住所を異動したとき
- ・共済年金に加入したとき

※手続き(申請)が遅れると年金の受給に影響する場合があります

※経済的な理由から保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料が免除される制度がありますので、ご相談ください

●問い合わせ

市民課市民年金室 ☎53-2111(内線285)
または各支所市民生活課

住所異動

学生や単身赴任している人でも、1年以上家族と違う場所で生活する場合は、実際に居住する住所地に住民登録する必要があります。

住所を異動しても地元の成人式などには参加できませんが、異動手続きをしないと、適切な住民サービスが受けられなくなったり、異動手続の指導を受けたりすることがあります。

住所や世帯主が変わったとき(下表参照)は、市民課または各支所市民生活課、各連絡所の窓口で手続きしてください。

こんなときに届け出が必要です

	必要な届け出	届出期間	届け出に必要なものなど
市外から引っ越ししてきたとき	転入届	住み始めてから14日以内(引っ越し後)	①届出人の印鑑 ②国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険などの保険証や医療費助成受給者証など
市内で引っ越しをしたとき	転居届		③国民年金手帳 ④転出証明書(転入時)または住基カード
市外へ引っ越しをするとき	転出届	転出前	⑤届出人の免許証など、本人の身分証明書
世帯の代表者が変わる時	世帯変更届	変わってから14日以内	

※住所の異動届や証明書の交付は、市役所の閉庁時には対応できませんので、ご了承ください

軽自動車・バイク

引っ越しなどにより転出される場合は、手続きが必要です。

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されますので、廃棄および譲渡した場合は、3月中に廃車または所有者(名義)変更の手続きをお願いします。

なお、市役所(各支所を含む)での手続きの際は、印鑑を持参してください。

車種	届出先
※村上市または旧町村ナンバーのついた車両 ①原動機付自転車およびミニカー ②小型特殊自動車	市役所税務課 各支所市民生活課
①軽自動車 ②125cc以上250cc未満の二輪車	全国軽自動車協会連合会新潟県事務取扱所
①250cc以上の二輪車 ②普通自動車	北陸信越運輸局新潟運輸支局

※市役所で手続きできる車両は、村上市または旧町村のナンバーがついた車両です

※市役所以外での手続きは、各届出先に確認をしてください

●問い合わせ

税務課収納対策室 ☎53-2111(内線212)
または各支所市民生活課

3月31日(月)・4月1日(火)・2日(水) の3日間、窓口を延長します

時間はいずれも午後7時までです。ご利用ください。

主な手続き	担当課
戸籍・住民票などの証明書の発行、印鑑登録、住所の異動届、国民年金の加入・喪失の届け出、パスポート申請など ※住民基本台帳ネットワーク関連、公的個人認証サービスの業務は行いません	市民課 (市民生活課)
国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入・喪失の届出など	保健医療課 (地域福祉課)
子ども・ひとり親家庭等、重度心身障害者の医療費助成受け付け、受給者証の発行、そのほかの申請受け付け業務など	福祉課 (地域福祉課)
所得・課税証明書(申告していない人は発行できない場合があります)、扶養証明書、営業証明書、評価額証明書、納税証明書、資産証明書、軽自動車税納税証明書(車検用)、名寄帳の写しの発行など	税務課 (市民生活課)

※各支所でも同じ業務を行います。ただし、岩船・上海府連絡所では行いません

国民健康保険

就職や退職などで保険証の切り替えが必要な人は、忘れずに手続きをしてください。

また、国民健康保険に加入している人が大学などに進学するため、市外に住所を異動する場合は、引き続き村上市の国民健康保険に加入できますので、手続きの際にお申し出ください。

脱退する手続きが必要な場合

- ・職場の健康保険に入ったとき
- ・職場の健康保険の扶養になったとき

[手続きに必要なもの]

印鑑、国民健康保険被保険者証、職場の健康保険証(未交付のときは加入したことを証明するもの)

加入する手続きが必要な場合

- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・職場の健康保険の扶養からはずれたとき

[手続きに必要なもの]

印鑑、職場の健康保険をやめた証明書(被扶養者を抹消された証明書)、厚生年金などの年金受給者は年金証書

●問い合わせ

保健医療課国保室 ☎53-2111(内線252~254)
または各支所地域福祉課

水道・下水道

水道・下水道は、使用を始めたい日、または使用を中止したい日の5日前までに、次のことを連絡してください。

※メーターが屋内にある場合については、閉開栓の時に立ち会いが必要となります

転入のとき

- ①住所
- ②氏名
- ③使用を始める日
- ④日中連絡がとれる電話番号
- ⑤料金の支払い方法(なるべく口座振替でお願いします)

転居・転出のとき

- ①お客さま番号
- ②住所
- ③氏名
- ④使用を中止する日
- ⑤連絡先(引っ越し先の住所)
- ⑥日中連絡がとれる電話番号

※水道・下水道の閉栓時には、料金の精算が必要になります。精算方法については、閉栓の連絡をいただいた際にお聞きします

●問い合わせ

水道局管理業務室 ☎66-6190
または村上水道事務所、各支所産業建設課建設管理室